

## 伴走支援事業業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

伴走支援事業業務委託

### 2 目的

雇用を増やし、地域経済を持続的に成長させていくためには、オープンイノベーションなどにより新産業を創出し、成長を促進していく必要がある。また、今後、「スポーツ関連ビジネス」は飛躍的な成長が期待されることから、この分野でのベンチャー企業のオープンイノベーション・成長促進を支援する。

本事業では、今後大きな成長が期待できるベンチャー企業を伴走支援することにより、県内プロスポーツチーム等との連携・協業が実現し、ビジネスが加速化することを目標とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和3年3月15日（月）までとする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 連携会議の運営

委託者と協力して、県内市町村、支援機関・団体、金融機関、大学、県内スポーツチーム等による連携会議を運営すること。

#### (2) 事務局の運営

事務局の電話番号、ホームページ、電子メールアドレスを準備し、問合せ等の対応をすること。

本事業の実施に係る諸事務を遅滞なく遂行すること。

#### (3) 支援対象者募集のための説明会等の企画・開催

スポーツ関連ビジネス分野における成長性の高いベンチャー企業からの応募につなげること。支援対象者の募集のための説明会等を開催すること。説明会等の開催に当たっては、周知・広報を委託者と共同して行うこと。

#### (4) 支援対象者の募集及び選定

支援対象者の選定に当たっては、公募などにより決定すること。なお、公募に当たっては、支援対象者が県内プロスポーツチーム等との連携・協業により、新しいビジネスの創出・成長につながるテーマを設定すること。スポーツ関連ビジネスの分野において成長性の高いベンチャー企業にアプローチを行い、応募者を20社以上確保すること。そのために、効果的に周知することとし、ビジネスアイディアの事業化をするための助言指導、課題の整理・アドバイス、行動計画の進捗管理、販路開拓・製品開発・人材確保・資金調達・マッチング等の支援、市場調査及び調査結果の分析等支援の対象者（10社程度）を選定すること。

なお、選定時の審査基準及び審査方法は、委託者と協議の上、決定すること。

支援対象者は、以下の要件を満たす埼玉県内で事業を実施する予定がある概ね創業後5年未満のベンチャー企業とする。

#### 【要件】

(ア) 雇用保険適用事業所であること（経営者のみの企業を除く）。

(イ) 補助金等に係る審査等（書類等の保管。書類の提出や実地検査の受入）に協力すること。

(ウ) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又はなされてから3年以上経過していること。

(エ) 県税、消費税及び地方消費税、労働保険料を滞納していないこと。

(オ) 労働関係法令の違反を行っていないこと。

(カ) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。

(キ) 暴力団と関わりのある事業主でないこと。

(ク) 支援対象とする時点で倒産している事業主ではないこと。

(ケ) 県公益財団法人 埼玉県産業振興公社（創業・ベンチャー支援センター埼玉）が行う本事業に関する調査に協力すること。

#### (5) 県内プロスポーツチームとの協業・連携

本事業の設計及びプログラム運営にあたっては、県内プロスポーツチーム等との連携を前提とすること。

なお、県内プロスポーツチーム等との連携の内容や、各者への依頼事項については、事前に委託者と協議し、その承認を受けること。

#### (6) ビジネスアイデアの事業化をするための助言指導の実施

ビジネスアイデアを具体的なビジネスプランにブラッシュアップするため、先輩起業家、民間事業者等の支援者がそれぞれの課題に対してメンタリングを実施する。

なお、メンターの選定については、委託者と協議の上、決定すること。

#### (7) 伴走支援の実施

県内プロスポーツチーム等との連携・協業が実現できるよう、支援方針を策定し、適切な支援を行うこと。ベンチャーキャピタルなどの金融機関、県内プロスポーツチーム、先輩起業家など各分野の専門家と連携し、具体的な支援（販路開拓、資金調達、マーケティングなど）を実施すること。

なお、専門家の選定に当たっては、委託者と協議の上、決定すること。

#### (8) ビジネスマッチング・実証実験の支援

本事業の成果を高めるため、ビジネスマッチングを企画・実施するほか、実証実験の機会提供等の支援を行うこと。7月から9月の期間において複数日、浦和駅東口駅前市民広場で開催される浦和ピアスタジアムにおいて、ブース出展を行い、本プログラムのPRや参加者へテストマーケティングの機会を提供すること。出展等

のイベントは、委託者と協議の上、決定すること（出展費用として20万円程度を見積もること）。また、次のいずれかのイベントにおいて、ブース出展（本プログラムのPR及び伴走支援対象者など）を実施すること。なお、ブースの内容は、委託者と協議の上、決定すること。

(ア) 10月6日及び7日、ぴあアリーナMM（横浜みなとみらい地区）で開催されるスポーツビジネスジャパン2020（出展費用として50万円程度を見積もること）

(イ) 11月24日から26日、東京ビッグサイト（東京都江東区）で開催されるSPORTEC for LEISURE&GAME（出展費用として100万円程度を見積もること）

(ウ) 令和3年2月24日から26日、幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区）で開催される第4回スポーツビジネス産業展（出展費用として142万円程度を見積もること）

#### (9) 成長機会の提供

ベンチャー企業が生み出した新しいスポーツビジネスについて国内外に発信する機会を提供するために、ベンチャーキャピタルや大企業等を招いたピッチイベント等を開催すること。開催に当たっては、周知・広報を委託者と共同して行うこと。

なお、ピッチイベント等の内容については、委託者と協議の上、決定すること。

#### (10) 定期的な報告の実施

月に1回、支援対象者ごとに事業の進捗（進捗状況、事業推進上の課題とそれへの対応方針、事業推進による経営上の対応内容）や支援の状況（日時・方法・支援の具体的な内容）について、委託者に書面で報告すること。

#### (11) 広報・宣伝

本事業を実施するため、テレビ、チラシ、ポスター、ホームページ、SNS等により、効果的なPRを行うこと。ただし、情報通信技術を活用したPRのみに偏重せず、多様な手段を用いること。

また、自社による広報のほか、協力団体等の広報を活用し、情報拡散に努めること。

#### (12) 事後支援

支援対象者に対する事後支援を継続していくために、支援対象者の紹介ツール（PR動画等電子媒体、冊子など）を作成し、委託者に納品すること。紹介ツールの仕様等の詳細については、委託者との協議により決定すること。

#### (13) 報告書の作成

本事業の効果検証や目標達成状況を取りまとめた報告書を下記のとおり作成し提出すること。

##### (ア) 提出物

- ・事業実施報告書 部数 2部
- ・上記の電子データ（報告書を記録した電子媒体）

※報告書等の内容について、下記（イ）の事項は漏れなく記載するとともに、事前に委託者の承認を受けること。

##### (イ) 記載事項

- ・事業全体のスケジュール
  - ・連携会議の開催結果
  - ・説明会等の開催結果、アンケート結果、成果
  - ・ビジネスプラン・アイデアの募集要項  
(募集期限、応募資格、応募方法、募集テーマ、審査基準等)
  - ・応募状況、個々の応募内容
  - ・審査結果(審査過程資料含む)
  - ・メンタリング記録(日時、対応者、方法、相談内容とそれに対する回答・対応)
  - ・支援記録(支援方針含む)
  - ・ビジネスマッチング支援の実施結果
  - ・県内プロスポーツチーム等との連携・協業によるイベント等の実施結果  
(実施に至った調整記録、当日マニュアル等含む)
  - ・ピッチイベントの開催結果
  - ・委託者との打ち合わせ記録
  - ・事業目標の達成状況
  - ・広報・宣伝の取り組み内容・実績
  - ・事後支援の内容
  - ・事業収支(経費明細含む)
- (ウ) 提出期限  
令和3年3月15日(月)  
※上記電子データも含む
- (エ) 提出先  
埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3-2新都心ビジネス交流プラザ3階  
公益財団法人 埼玉県産業振興公社(創業・ベンチャー支援センター埼玉)

## 5 その他

- (1) 備品についてはリースとする。
- (2) 本事業の趣旨に賛同し事業資金や物品・支援等サービスの提供を行う企業・団体を募集する場合は、事前に委託者に協議し、その承認を受けること。  
協賛により得られた物品・支援等サービスは、全て本事業運営費用に充当するものとする。
- (3) 委託者と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備するものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じる

ものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として委託者の個人情報保護に関する規定の適用を受けるものとする。

- (7) 受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議を行うものとする。
- (8) 本事業終了後は、本事業を通じて取得した情報（個人・法人情報、支援対象者間の潜在的連携など）のほか、本事業実施に伴い作成した資料（支援記録、Webページなど）を委託者に提出すること。